

【件名】

第5次中野区環境基本計画（案）について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

第5次中野区環境基本計画（素案）（以下「素案」という。）に関する意見交換会等の実施結果を踏まえ、第5次中野区環境基本計画（案）（以下「案」という。）を作成したので、以下のとおり報告する。

1 素案に関する意見交換会等の実施結果について

(1) 意見交換会

開催日時	会場	参加者数
11月17日(月) 14時30分～	野方区民活動センター	1人
11月18日(火) 19時～	南中野区民活動センター	2人
11月19日(水)16時～	上高田児童館※	13人
11月20日(木) 18時30分～	オンライン (Teams)	2人
11月26日(水)16時～	宮の台児童館※	57人
12月6日(土) 10時～	中野区役所	3人
合計		78人

※ 子どもを対象とし、分かりやすい資料を用いて説明を行い、オープンハウス形式で実施。

(2) 区民から電子メール等で区に寄せられた意見

件数：2件（内訳：電子メール2件）

(3) 素案に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方

別紙1のとおり

2 素案から案への主な変更点について
別紙2のとおり

3 案について

構成

第1章 計画の基本的事項

第2章 目指す環境像と基本目標

第3章 基本目標別の施策

第4章 環境行動指針

第5章 計画の推進

資料編

4 パブリック・コメント手続の実施について

(1) 意見交換会等の日程

案に関するパブリック・コメント手続について、1月29日（木曜日）から2月19日（木曜日）まで実施する。区民への周知については、区報（1月11日号）及び中野区ホームページへ掲載するほか、区民活動センター等で資料を公表する。

5 今後の予定

2026年 1月 区民委員会報告

パブリック・コメント手続の実施

3月 第5次中野区環境基本計画策定

素案に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方

No.	主な意見	区の考え方
目次		
1	目次に基本目標名や施策名を記載してほしい。	意見を踏まえて修正する。
第3章 基本目標別の施策		
2	施策ごとに指標が設定されているが、取組ごとにも目標を定めるべきだ。どれだけの効果があったのかがわかる目標があった方がよい。	取組は、施策を進めるために取り組む主要内容を示すものであり、主な事業の方向性を示すものであることから、取組ごとの目標設定は行わない。なお、取組の主な事業について、毎年度進捗状況を確認していくことで、着実な取組の推進を図っていく。
3	区全体のカーボン・バジェットを設定してほしい。特に環境アセスメントの対象となる事業において個別にカーボン・バジェットを設定する仕組みを作してほしい。	国がカーボン・バジェット（温暖化防止のために排出できる二酸化炭素の累積量の上限）の考え方に基づく目標等を示していないため、区単独での目標等の設定は困難である。
4	地域冷暖房のような、まち全体で余った熱の有効活用をしてほしい。	「ゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくりの全体方針」において、複数の建物・街区が連携するエネルギーの面的利用やエネルギーマネジメントについて、導入の検討に努めていくこととしている。
5	中野駅周辺のまちづくりについては、区の排出削減の見込みの中でも大きなインパクトがあると考えられるため、単独事業として取り扱うべきだ。	「ゼロカーボンシティ実現に向けた二酸化炭素排出削減量の見込み」のなかで、二酸化炭素の削減効果の見込みとして、「中野駅周辺まちづくりにおける対策促進」は単独で計上している。
6	中野駅周辺のまちづくりについて、再開発に排出削減目標を定めるなど戦略的な環境アセスメントを実施すべきだ。	事業規模等に応じて実施される東京都による環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の手続きのなかで、環境的な側面での影響について確認していく。また、当該制度の中で区としての意見を述べている。
7	CO2 削減について積極的に取り組まなければならないのはなぜか。	地球温暖化の原因は温室効果ガスであり、そのほとんどが二酸化炭素であるため、二酸化炭素排出量の削減に取り組む必要がある。
8	太陽光パネルの設置促進は必要か。ごみになってしまうのではないか。	発電時に二酸化炭素を排出する電力から、太陽光発電をはじめ発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギー由来の電力に転換していく必要がある。なお、太陽光パネルの廃棄については、国がリサイクルについての検討を進めている。

9	温室効果ガスの8割が民生部門から排出されているとのことだが、住宅や一般建築物のZEB・ZEH化を推進し、区として支援すべきだ。ドアや窓などの部分的な断熱化よりも、建物全体の省エネ性能を向上させる方が効果は高いと考える。	現状は、比較的導入しやすく二酸化炭素排出削減量の効果が高い太陽光、省エネ設備補助を実施している。今後のZEB・ZEHの普及状況に応じて、施策を検討していきたい。
10	気候変動適応策に取り組んでいる区民の割合を指標としているが、現状値がなく、目標が「向上」とされている。具体的な数値を目標におくべきだ。	この指標については、今年度の区民意識・実態調査で初めて調査したものである。素案作成時には結果が出ておらず、「現状値」及び「目標値」の設定ができなかった。調査結果は既に出ており、その結果（現状値）を踏まえ、計画案の策定時には目標値の設定を行う。
11	買い物をするとプラスチック容器に入った商品が多く、排出量が多くなることを憂慮している。もっと包装などを工夫してほしい。	本区は23区に先駆け、ごみ集積所におけるプラスチック製容器包装の回収を実施している。生産・販売等事業者の費用負担も含む容器包装リサイクル法に基づくスキームで資源化しており、事業者へ包装簡易化の方向性を持たせることに役立っている。また、国や都、他の自治体とともに事業者に包装の更なる簡易化等を訴えていく。なお、令和6年度からは100%プラスチック素材でできた製品も併せて回収し、プラスチック全体の資源化促進を図っている。
12	資源化可能物の混入率はどのように減らすのか。	資源化可能物の混入率は、燃やすごみの中に古紙や繊維類など資源化できるものが含まれている割合であり、資源化できるものを正しく分別して燃やすごみに入れないことが重要である。混入率を減らすために古紙や繊維類をできるだけ集団回収に排出するよう促すなど、正しい資源とごみの分別について啓発していく。
13	「河床への玉石の整備」は是非やって欲しい。石を入れるだけでなく、積極的に再自然化すべきと考える。また道路等と同様に計画的に川幅も拡幅に努め、より自然に近い形に戻す事を考えるべきだ。	河川改修事業を実施するのは東京都であるため、中野区都市計画マスタープランで示した方針に基づき、東京都へ働きかけていく。
14	ただでさえ都会はみどりが少ないので、木を切らずに残して、増やして行ってほしい。	都市開発諸制度を活用した緑化誘導やまちづくり事業に伴うみどりの空間の整備により、新たなみどりの軸を加えたみどりのネットワークの構築を進めていく。また、都市の中のみどりを増やしていくため、建築物等の施設緑化を推進していくとともに、地域にゆかりのある樹木・樹林等を保護するなど、様々な取組等によりみどりを増やしていく。

15	委託の街路樹の剪定師にはレベルの差があると感じる。区職員や区民も剪定師から学び、プロになるくらいの教育を受けるべきだと思う。	委託の仕様の中で、剪定技能に関する有資格者（一般社団法人日本造園建設業協会が定める「街路樹剪定士」）を1名以上配置し、目標樹形、出来栄等について作業員へ事前説明及び作業指導を行うことを定め、剪定の質の担保を図っている。区職員の専門的な知識や技術力の向上について、業者とも連携しながら努めていく。
16	生物多様性を維持するためには、それぞれの生物の総量を増やす必要もあるので、その視点を盛り込む必要があると思う。	生きものが生育・生息できる場となっている区有施設等のみどりの維持・保全を継続することが、生物種の数や生物の総量を維持していくことにつながると考える。 なお、区内の生きものの総量を調査することはできないため、調査により確認できた生物種数を維持していくことを目標としている。
17	エコなことや環境に良いことをするとポイントがもらえると頑張れる。 (*)	区民が行う脱炭素やごみ減量などの環境行動に対して、デジタル地域通貨「ナカペイ」のポイントを付与する事業を検討している。
18	区内の掲示板は、結構見ている。地域のお祭りやイベントなどの情報をそこで知ることが多い。SNS や YouTube などのショート動画もよく見る。 学校から受け取る情報は、タブレットで配信されるものよりも紙でもらったものの方が見る。興味のあるものには目を惹かれる。 (*)	多様な広報媒体を活用し、それらを組み合わせ、連動性を持たせた広報により、区民・事業者に対し効果的にアプローチをしていく。
第4章 環境行動指針		
19	リユース、リサイクルができる製品を選ぶというのは難しい。どの製品が環境にいい製品なのかわからない。 (*)	「使い捨てではなく繰り返し使える製品や資源として再び利用することができる製品、環境ラベルのついた製品」など、より具体的な記載内容に修正する。
20	たばこの吸い殻をポイ捨てするのをよく見かける。ルールを、大人がしっかり守って見せてほしい。自分たちも年下の子たちの手本となるような行動をしたい。 (*)	まちの環境美化への意識を醸成するとともに、ごみの持ち帰りを促す標語の掲示等による啓発を進めていく中で、道路など公共の場所にたばこの吸い殻やごみを捨てないように求めていく。
21	「緑化」「リユース」「リサイクル」「配慮」「外来種」「生物多様性」「パネル展示」という言葉が難しくわからなかった。 「フリーマーケット」は、どこでやってるのかわからない。 (*)	「第4章 環境行動指針」は目指す環境像の実現に向け、区民・事業者等に取り組んで欲しい具体的な行動例を示しているため、よりわかりやすい言葉や表現を用いたいと考えている。 また、計画策定後、区ホームページに掲載する計画のデータを作成する際には、イラストを掲載するなどよりわかりやすい内容とする。

22	文字よりもイラストが多い資料だと読みやすい。 (*)	「第4章 環境行動指針」は目指す環境像の実現に向け、区民・事業者等に取り組んで欲しい具体的な行動例を示している。計画策定後、区ホームページに掲載する計画のデータを作成する際には、イラストを掲載するなどよりわかりやすい内容とする。
第5章 計画の推進		
23	中野区環境審議会では、区民の関心がある中野の再開発でタワーマンションが増えると風の影響がどうなるのかなどを研究・データ作成をし、議論してほしい。	中野区環境審議会の役割は、中野区環境基本条例第15条において「基本計画に関すること」及び「環境の保全に関する基本的な事項」と定められている。したがって、同審議会は個別具体的な事例について調査・研究を行う機関ではなく、区長からの環境基本計画策定に関する諮問に応じ、審議会での議論を経て答申をとりまとめ、区長に提出することなどを主な役割としている。
資料編		
24	区有施設の ZEB・ZEH 化は、35 施設全てを ZEB(ZEH)-Ready とする計算だが、現行の区有施設整備方針では「10,000 m ² 以上の建物は ZEB Oriented 相当以上」としている。区有施設整備計画によれば、10,000 m ² を超える小学校新校舎があり、本項の記述と矛盾するため統一する必要があるのではないか。	当該項目については、建替え後の床面積が確定していないため、中野区区有施設整備計画で示される更新時期を目安に二酸化炭素排出量の削減効果を概算で算出している。
25	太陽光発電設備については、119 ページに計画的な設備導入を目指すところがあるが、この計画はどこで定められるのか。	区有施設のうち既存施設については、今後実施する予定の「太陽光発電設備導入調査」の結果等に基づき、施設ごとの設置スケジュールを検討していく。
26	耐震診断とあわせて、環境に関する住宅診断の実施を進めてほしい。	東京都が既存住宅の省エネ診断・省エネ設計への補助事業を実施しており、区が独自に環境に関する住宅診断を実施することは考えていない。なお、区は区民等に対し、東京都事業の案内を行っている。
27	周知する時に、環境に関する専門用語が多いと理解が難しい。わかりやすい言葉で説明をしてほしい。	区民や事業者への周知にあたっては、できる限り専門用語を使わずわかりやすい資料の作成を行って参りたい。 なお、「用語解説」も参照していただきたい。

※区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。

また、個別性の高い意見については掲載を省略している。

※子どもからの意見については、意見の概要に(*)を表示している。

素案から案への主な変更点

構成・項目	頁	主な変更点 ※文言整理等の一部修正は除く
目次	—	●基本目標名及び施策名を記載
第1章 計画の基本的事項		
計画の位置づけと期間	4	●図表のうち、関連する個別計画として中野区一般廃棄物処理基本計画を追記
第3章 基本目標別の施策		
基本目標1 施策3 「気候変動への適応」	28	●施策指標「気候変動適応策に取り組んでいる区民の割合」の現状値を更新 ●目標値を設定
基本目標2 施策1 「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の意識醸成」	37	●施策指標「食べ物を無駄にしないようにしている区民の割合」の現状値を更新
基本目標3 「快適に暮らせる美しいまちづくり」	47	●基本目標の指標「住まい周辺の生活環境について「景観や街並みについて」を『よい評価』とした区民の割合」の現状値を更新
基本目標4 「みどりや生きものの豊かさを育み、うるおいを生み出すまちの形成」	57	●基本目標の指標「みどりの豊かさに対する区民の満足度」の現状値を更新 ●目標値を修正
基本目標5 「パートナーシップで広げる学びと行動のしくみづくり」	65	●基本目標の指標「環境に配慮した取組を行っている区民の割合」の現状値を更新
基本目標5 施策1 「環境教育等による環境行動の促進」	67	●施策指標「環境問題への対策が重要と考えている人の割合」の現状値を更新

第4章 環境行動指針		
区民の取組	75-76	●より具体的かつわかりやすい表現に修正
第5章 計画の推進		
推進体制	80	●主な事業の展開に示す事業の進行管理について修正